

宇治市公共施設運営検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市が設置する公の施設について、効率性及び市民サービス向上の観点から最も望ましい管理形態を検討するため、宇治市公共施設運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公の施設の管理運営について専門的知識を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成18年9月25日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

1 この要項は平成30年5月30日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。